

2023年1月1日

## 吸収合併に関する事後開示書面

東京都品川区東品川二丁目2番20号  
株式会社ワイヤレスゲート  
代表取締役 濱 暢宏

当会社を吸収合併存続会社、株式会社ワイヤレスマーケティング・ラボ（本店所在地：東京都品川区東品川二丁目2番20号。以下「WML」といいます。）を吸収合併消滅会社とする吸収合併手続（以下「本件合併」といいます。）に関する、会社法第801条第1項及び会社法施行規則第200条に定める事項は下記のとおりです。

### 記

#### 1. 吸収合併が効力を生じた日

2023年1月1日

#### 2. 吸収合併消滅会社における次に掲げる事項

##### (1) 吸収合併をやめることの請求に係る手続の経過

会社法第784条の2に基づき、WMLに対して本件合併をやめることの請求をした株主はいませんでした。

##### (2) 反対株主の株式買取請求に関する手続の経過

WMLには、会社法第784条第1項本文に規定する特別支配会社である当会社以外の株主はいませんでしたので、WMLは会社法第785条の規定による手続を行っておりません。

##### (3) 新株予約権買取請求に関する手続の経過

WMLは新株予約権を発行していないため、該当する事項はありません。

##### (4) 債権者の異議に関する手続の経過

WMLは、会社法第789条第2項に基づき、2022年11月18日付の官報にて債権者に対する公告を行いました。申述期限までに会社法第789条第1項に基づく異議を述べた債権者はいませんでした。なお、WMLには、会社法第789条第2項に規定される知れている債権者は存在しませんでしたので、個別催告はいたしませんでした。

#### 3. 吸収合併存続会社における次に掲げる事項

##### (1) 吸収合併をやめることの請求に係る手続の経過

本件合併は、会社法第796条の2但書に定める場合に該当するため、会社法第796条の2に基づく請求権は発生しません。

##### (2) 反対株主の株式買取請求に関する手続の経過

当会社は、会社法第797条第3項及び第4項に基づき、2022年11月18日より電子公告を行いました。本件合併は会社法第797条第1項但書に該当するため、反対株主の株式買取請求権は発生しません。

(3) 債権者の異議に関する手続の経過

当社は、会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項に基づき、2022 年 11 月 18 日付の官報にて債権者に対する公告を行い、かつ同日から電子公告を行いました。申述期限までに会社法第 799 条第 1 項に基づく異議を述べた債権者はいませんでした。

4. 吸収合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社より承継した重要な権利義務に関する事項

当社は、本件合併の効力発生日である 2023 年 1 月 1 日をもって、WML からその資産、負債その他の権利義務の一切を承継しました。当社が WML から承継した資産及び負債の額は、それぞれ 97,242,035 円（概算値）、135,000 円（概算値）です。

5. 吸収合併消滅会社の事前開示事項

別紙のとおり。

6. 吸収合併による変更の登記をした日

当社は、2023 年 1 月 16 日までに、会社法第 921 条に定める吸収合併による変更登記を申請する予定です。

7. 上記に掲げるもののほか、吸収合併に関する重要な事項

該当事項はありません。

以上

別紙：吸収合併に関する事前開示書面

2022年11月14日

## 吸収合併に関する事前開示書面

東京都品川区東品川二丁目2番20号  
株式会社ワイヤレスマーケティング・ラボ  
代表取締役 原田 実

当会社を吸収合併消滅会社、株式会社ワイヤレスゲート（本店所在地：東京都品川区東品川二丁目2番20号）を吸収合併存続会社とする吸収合併（以下「本件合併」といいます。）に関する、会社法第782条第1項及び会社法施行規則第182条に定める事項は下記のとおりです。

### 記

#### 1. 吸収合併契約の内容

別紙1のとおり。

#### 2. 合併対価の相当性に関する事項

当会社の発行済株式の全てを吸収合併存続会社である株式会社ワイヤレスゲートが保有しているため、本件合併に際して、当会社の株主に対して、その有する当会社株式に代わる金銭等は交付されません。

#### 3. 計算書類等に関する事項

(1) 吸収合併存続会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙2のとおり。

(2) 吸収合併存続会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

(3) 吸収合併消滅会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

#### 4. 吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続会社の債務（異議を述べることのできる吸収合併消滅会社の債権者に対して負担する債務に限る。）の履行の見込みに関する事項

本件合併時における当会社の資産の額は97,451千円、負債の額は180千円となる見込みです。

吸収合併存続会社の2021年12月31日現在の貸借対照表における資産の額は2,715,296千円、負債の額は2,144,322千円、純資産の額は570,974千円であり、その後、これらの額に重大な変動は生じておりません。

また、本件合併の効力発生日までに吸収合併存続会社の資産及び負債の状態に重大な変動を生じる事態は、現在のところ予測されていません。

以上より、本件合併後における吸収合併存続会社の資産の額は負債の額を十分に上回る見込みであり、吸収合併存続会社の負担する債務については、本件合併の効力発生日以降も履行の見込みがあると判断しております。

以上

# 第 18 期 報告書

( 2021 年 1 月 1 日から  
2021 年 12 月 31 日まで )

事 業 報 告  
貸 借 対 照 表  
損 益 計 算 書  
株 主 資 本 等 変 動 計 算 書  
個 別 注 記 表  
計 算 書 類 附 属 明 細 書  
事 業 報 告 附 属 明 細 書

株式会社ワイヤレスゲート

(提供書面)

## 事業報告

(2021年1月1日から  
2021年12月31日まで)

### 1. 企業集団の現況

#### (1) 当事業年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

売上高	9,776,033千円	前期比	969,316千円減	(9.0%減)
営業損失	283,909千円	前期比	355,710千円減	(前期は営業利益71,801千円)
経常損失	337,677千円	前期比	399,399千円減	(前期は経常利益61,721千円)
親会社株主に帰属する当期純損失	388,543千円	前期比	249,356千円減	(前期は親会社株主に帰属する当期純損失139,186千円)

当連結会計年度(2021年1月1日～2021年12月31日)におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染防止対策として緊急事態宣言が発令されるなど経済活動への制約が続いており、依然として先行きが不透明な状況が続いております。

このような中、当社では新たに商品化を進めた周辺サービスの新規契約獲得は堅調に推移しておりますが、主力事業であるWiMAXの契約伸び悩みもあり、売上高は足踏み状態が続いております。一方で既存事業のコスト削減、新たな収益の柱を構築するべく、収益性の高い新商品を積極的に展開した結果、売上総利益率は37.5%（前年同期は32.2%）と改善しました。

営業損益につきましては、取引先であるフォン・ジャパン株式会社において私的整理のおそれが生じたことに伴い、前渡金及び売掛金の一部に回収不能が見込まれることから、それぞれ販売手数料への振替及び貸倒引当金の計上を行った結果、営業損失となりました。

経常損益につきましては、持分法適用の関連会社である株式会社closipの計画下振れによる持分法による投資損失42,305千円、特別損益につきましては、出資先に対する投資有価証券の評価について検討した結果、投資有価証券評価損76,534千円を計上しております。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は、9,776,033千円(前期比9.0%減)、営業損失283,909千円(前期は営業利益71,801千円)、経常損失337,677千円(前期は経常利益61,721千円)、親会社株主に帰属する当期純損失388,543千円(前期は親会社株主に帰属する当期純損失139,186千円)となりました。

当社グループは、ワイヤレス・ブロードバンド関連事業の単一セグメントであります  
が、売上高につきましては区分して記載しており、それぞれの事業ごとの取組みは次の  
とおりであります。

なお、当連結会計年度から売上高の管理区分および名称を変更しております。

#### (ワイヤレス・リモートサービス事業)

当連結会計年度におけるワイヤレス・リモートサービス事業の売上高は9,650,521千  
円（前期比8.9%減）となりました。

##### ・ワイヤレスゲートWi-Fiサービス

当連結会計年度におけるワイヤレスゲートWi-Fiサービスの売上高は9,648,744千  
円（前期比8.9%減）となりました。

ワイヤレスゲートWi-Fiサービスの売上高の約8割を占めるWiMAXについては、市  
場の飽和及びコロナ禍の長期化によって計画を下回る状況が続いております。一方で  
「ワイヤレスゲートWi-Fi＋スマホ保険付き／PC保険」、「ウイルスバスター」、  
「ピカプロDX」等の新商品の販売が好調であり計画を上回って推移しております。

##### ・リモートライフサポートサービス

当連結会計年度におけるリモートライフサポートサービスの売上高は1,776千円と  
なりました。

「WiMAX＋5G」または「クラウドWi-Fi」のレンタル販売サービスの個人及び法人  
需要の開拓と、通信サービスを含むソリューションの法人販売にて売上を伸ばしまし  
た。リモートライフサポートサービスは当連結会計年度の計数目標には織り込んでい  
なかったものの、小規模ながら売上獲得となりました。

#### (LTE-X事業)

当連結会計年度におけるLTE-X事業の売上高は125,512千円（前期比17.7%減）とな  
りました。

##### ・LTE-X事業

リモートワークソリューション、教育ICTソリューション、IoTソリューションなど  
のクラウド事業、および プライベートLTE構築支援事業を行っております。クラウド  
事業は、安全・簡便なテレワークソリューション の提供や、各種IoT機器を安全に接  
続したいニーズなどに対応したソリューションを提供することで、順調に事業が拡大  
しております。

この結果、当連結会計年度におけるLTE-X事業の売上高は125,512千円（前期比17.7%減）となりました。

なお、当連結会計年度の第3四半期連結会計期間から連結子会社であった株式会社 closip を連結の範囲から除外しており、LTE-X事業の当連結会計年度の売上高には、第3四半期連結会計期間以降の売上高は含まれておりません。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました企業集団の設備投資（無形固定資産を含む）の総額は37,414千円であり、その主なものは、当社事業における通信設備、サーバ及びソフトウェアの取得であります。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

特記すべき事項はありません。



## (2) 財産及び損益の状況

### ① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 15 期 (2018年12月期)	第 16 期 (2019年12月期)	第 17 期 (2020年12月期)	第 18 期 (当連結会計年度) (2021年12月期)
売上高(千円)	11,416,775	11,329,855	10,745,349	9,776,033
経常利益又は経常損失(△)(千円)	△1,084,430	67,147	61,721	△337,677
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△)(千円)	△2,107,857	110,709	△139,186	△388,543
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)(円)	△200.52	10.51	△13.07	△36.22
総資産(千円)	3,924,826	4,295,534	3,752,365	3,036,977
純資産(千円)	876,695	1,205,650	802,334	892,655
1株当たり純資産額(円)	80.21	101.53	74.15	80.57

(注) 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

### ② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 15 期 (2018年12月期)	第 16 期 (2019年12月期)	第 17 期 (2020年12月期)	第 18 期 (当事業年度) (2021年12月期)
売上高(千円)	11,416,182	11,146,317	10,592,911	9,650,521
経常利益又は経常損失(△)(千円)	310,202	149,458	186,550	△218,831
当期純利益又は当期純損失(△)(千円)	△2,252,479	152,083	△341,165	△308,099
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)(円)	△214.28	14.44	△32.03	△28.72
総資産(千円)	4,028,565	4,123,872	3,596,867	2,715,296
純資産(千円)	1,010,926	1,174,941	857,639	570,974
1株当たり純資産額(円)	95.34	109.68	79.31	50.58

(注) 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

### (3) 重要な親会社及び子会社の状況 (2021年12月31日現在)

#### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

#### ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
株式会社ワイヤレス マーケティング・ラボ	50,000千円	100.0%	マーケティング支援

(注) 前連結会計年度において、連結子会社でありました株式会社closip (旧 株式会社LTE-X) につきましては、2021年7月1日付で連結の範囲から除外し、持分法適用の範囲に含めております。

#### ③ 特定完全子会社に関する事項

該当事項はありません。

### (4) 対処すべき課題

当社グループのビジョンである「ワイヤレス・ブロードバンドサービスを通じて、より創造性あふれる社会の実現を目指す。」ために、以下の事項を主要な課題として認識し、事業展開を図る方針であります。

#### ①安定収益事業の拡充について

当社グループのビジネス領域であるワイヤレス・ブロードバンド市場は、厳しい競争環境が継続しております。一方で、通信インフラや通信端末の更なる成熟により、通信サービス周辺でのビジネス機会が拡大しており、外部環境に適切に対応すべく従来は主力事業であるWiMAXを実店舗だけではなく、自社EC（電子商取引）サイトでの販売を開始いたしました。また、通信販売代理店様との協業を深め、全国的に販売網を構築していくことで利益の拡大に取り組んでまいります。

#### ②新規事業の創設について

当社グループが持つ通信インフラやセキュリティプラットフォームを活用した新しい価値を創造することを目標として、リモートライフサポート事業（教育、娯楽、安心を提供する商品開発と販売強化）、地方DXプラットフォーム事業（地方自治体の行政業務のDX化を支援することで職員の効率化と住民の利便性向上を実現するサービス）について体制の構築を進め、地域の通信サービス等の需要獲得を目指してまいります。

### ③ 有能な人材の獲得、育成

当社グループ事業の継続的な発展を実現するためには、有能な人材の獲得及び育成が重要であると考えております。そのために、事業構造や事業展開等を勘案したうえで必要な人材を適時採用する他、教育研修制度の拡充、外部ノウハウの活用などにも積極的に取り組んでまいります。

### ④ 内部管理体制の強化について

当社グループ事業の継続的な発展を実現させるためには、コーポレート・ガバナンス機能の強化は必須であり、そのために財務報告の信頼性を確保するための内部統制システムの適切な運用が重要であると認識しております。

コーポレート・ガバナンスに関しては、内部監査による定期的なモニタリングの実施と監査等委員や監査法人との連携を図ることにより適切に運用しておりますが、ステークホルダーに対して経営の適切性や健全性を確保しつつも、ベンチャー企業としての俊敏さも兼ね備えた全社的に効率化された組織体制の構築に向けて更に内部管理体制の強化に取り組んでまいります。

## (5) 主要な事業内容 (2021年12月31日現在)

当社グループは、ワイヤレス・ブロードバンド関連事業を展開しております。  
その主な内容は次のとおりであります。

### (ワイヤレス・リモートサービス事業)

#### ①ワイヤレスゲートWi-Fiサービス

複数の公衆無線LAN事業者（注1）のWi-Fiスポット及び複数の通信事業者の通信網を用い、お客様ニーズに応じた（無線）通信サービスと、通信サービスの価値を高める周辺サービスを提供する事業となります。

(注1) 公衆無線LANとは、鉄道駅や空港、ホテル、カフェなどの商業施設にて、無線LANを利用した高速インターネット接続を提供するサービスであり、公衆無線LAN事業者とは、当該サービスを提供する事業者のことです。

#### イ. ワイヤレスゲートWiMAX+5G

高速モバイルインターネット「WiMAX2+」に加えて、高速モバイルワイドエリア「au 4G LTE」、高速で幅広いエリアに対応した「au 5G 回線」をご利用いただけます。

#### ロ. ワイヤレスゲートWi-Fi WiMAX2+

全国約40,000カ所で利用できる「ワイヤレスゲートWi-Fi」サービスと高速モバイ

ルインターネット「WiMAX 2+」、圧倒的な高速通信エリアを併用していただくことが可能です。

#### ハ. ワイヤレスゲートWi-Fi

駅、空港、ファストフード、カフェ、商業施設など全国約40,000カ所の主要エリアにおいてWi-Fiを利用し、高速インターネットサービスをご利用いただけます。

#### ニ. ワイヤレスゲートWi-Fi+スマホ保険付き/PC保険付き

全国約40,000カ所で利用できる「ワイヤレスゲートWi-Fi」にスマホ保険/パソコン保険が付帯しており、故障や破損などで修理・交換にかかった費用をお見舞金としてお支払いします。

#### ホ. ワイヤレスゲートレンタルWi-Fi

リモートワークや外出先でのお仕事時に1日単位から借りられて、延長もできるため自分の都合に合わせて利用ができます。最短、即日、全国どこでも発送し、到着後すぐにご利用いただけます。

#### ヘ. 主な周辺サービス

##### ・抗菌ガラスコート ピカプロDX

スマホやタブレット等に塗るだけで誰でも簡単に施工できる、硬度9H特殊ガラスコーティングです。光沢はもちろん、施工面を保護し、菌を寄せ付けず、キレイがずっと続きます。ピカプロDXはSIAA(※)マークを取得しています。

※SIAA(抗菌製品技術協議会)とは、適正で安心できる抗菌・防カビ加工製品の普及を目的とし、抗菌試験機関、関連機関が集まった団体です。

##### ・ウイルスバスタークラウド月額版

スマホにもタブレットにも安心と信頼のセキュリティ対策として、Web脅威対策機能、Web脅威対策の強化、Wi-Fiの安全性チェック、Webサイトに表示される広告ブロック機能など様々な悪意から守ります。

#### ②リモートライフサポートサービス

当社の通信サービスと、協業パートナーの製品、サービスを組み合わせることで、法人事業者様の抱えるリモートライフ、リモートワーク、リモートサービス等に関する課題を解決するソリューションを開発・提供する事業となります。

イ. 多拠点通信一元管理ソリューション

通信サービス（ルーター等）とアクセスポイントとクラウドサービスを通じて複数拠点の通信状況（機器の稼働状況や電波の強さ等）を、一元的に可視化し、一括管理（SSIDやパスワードの変更、通信サービスのON/OFF設定）をすることができるソリューションです。個室型テレワークブースや遠隔監視サービスを提供する事業者様に適しております。

ロ. 施設内通信スマホ化ソリューション

施設内の業務連絡等で利用されているPHSをスマホに置き換えるソリューションです。PHSと同じ周波数帯のsXGPを活用しているため医療機器等への影響は限定的であり、LTE対応しているため高いセキュリティを実現します。スマホアプリ等を活用することで業務改善やDXを推進することができます。医療機関様や介護施設様や障がい者施設様などに適しております。

ハ. 通信回線集約ソリューション

光回線などが利用できない屋外や遠隔地においても、複数の携帯電話等の回線をクラウド上で束ねることで、安定した通信品質でデータ配信を実現するソリューションです。エンターテインメントやカンファレンス等を企画実行する事業者様、自治体様などに適しております。

(LTE-X事業)

リモートワークソリューション、教育ICTソリューション、IoTソリューションなどのクラウド事業、およびプライベートLTE構築支援事業等、当社の連結子会社であった株式会社closipが行っている事業であります。

(6) 主要な営業所（2021年12月31日現在）

① 当社

本社：東京都品川区

② 子会社

株式会社ワイヤレスマーケティング・ラボ 本社：東京都品川区

(7) 使用人の状況 (2021年12月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
26 (1) 名	- (1名増)

(注) 使用人数は就業員数であり、臨時雇用者数 (契約社員、パートタイマー、人材派遣会社からの派遣社員を含む) は、年間の平均人数を計算し ( ) 内に外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
26 (1) 名	6名増 (1名増)	39.5歳	3.7年

(注) 使用人数は就業員数であり、臨時雇用者数 (契約社員、パートタイマー、人材派遣会社からの派遣社員を含む) は、年間の平均人数を計算し ( ) 内に外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2021年12月31日現在)

借入先	借入残高
株式会社りそな銀行	691,642千円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況 (2021年12月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 28,800,000株
- ② 発行済株式の総数 10,779,774株
- ③ 株主数 6,786名
- ④ 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 ヨ ド バ シ カ メ ラ	1,416,400株	13.2%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	880,200株	8.2%
池 田 武 弘	819,969株	7.6%
藤 沢 昭 和	400,000株	3.7%
原 田 実	214,169株	2.0%
小 幡 正 行	196,400株	1.8%
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	180,000株	1.7%
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 ( 信 託 口 )	145,300株	1.4%
株 式 会 社 W R I ソ リ ュ ー シ ョ ン	138,900株	1.3%
金 井 康 友	103,700株	1.0%

(注) 持株比率は自己株式 (53,000株) を控除して計算しております。

## (2) 新株予約権等の状況

- ① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況  
(2021年12月31日現在)

		第11回新株予約権	
発行決議日		2021年2月25日	
新株予約権の数		1,325個	
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 132,500株 (新株予約権1個につき100株)	
新株予約権の払込金額		本新株予約権1個あたりの払込金額は、割当日においてブラック・ショールズ・モデルにより算出される本新株予約権の公正な評価額と同額とする。なお、本新株予約権の割当てを受ける者が会社に対して有する本新株予約権の払込金額の総額に相当する金額の報酬債権と、新株予約権の払込金額の払込債務とが相殺される。	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		本新株予約権の発行は、取締役の報酬等をもってする払込みと引換えに行う新株予約権の発行であり、当該新株予約権の行使に際してする金銭の払込み又は財産の給付を要しないものとする。	
権利行使期間		2021年6月18日から 2031年6月17日まで	
行使の条件		(注)	
役員 の 保有 状況	取 締 役  ( 監査等委員及び社外取 締役を除く )	新株予約権の数	1,149個
		目的となる株式数	114,900株
		保有者数	2名
	取 締 役 ( 監 査 等 委 員 )	新株予約権の数	176個
		目的となる株式数	17,600株
		保有者数	2名

(注) 新株予約権の主な行使条件

1. 本新株予約権の割当てを受けた者以外の者は本新株予約権を行使することはできない。



2. 権利者は、2023年12月期の会社の損益計算書上の営業利益（単体）が以下の各号に定める条件を満たす場合に限り、当該各号に掲げる個数の本新株予約権を行使することができる。この場合において、当該各号に基づき算出される行使可能な本新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の本新株予約権についてのみ行使することができるものとする。
  - 1) 400,000千円を超える場合  
割当てを受けた本新株予約権の総数の100%
  - 2) 200,000千円を超え、400,000千円以下の場合  
割当てを受けた本新株予約権の総数の50%
3. 2023年12月期の会社の損益計算書上の営業利益（単体）に関して、上記1又は2の目標数値を下回った場合、2023年12月期に係る有価証券報告書を会社が金融商品取引法に基づき提出した日をもって、行使可能とならなかった本新株予約権は全て消滅する。
4. 上記2及び3に関して、参照すべき営業利益等の概念に重要な変更があった場合には、上記指標に相当する指標で別途参照すべきものを取締役会において合理的に定めるものとする。
5. 権利者は、2023年12月31日時点において、会社の取締役の地位にあることを要する。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りでない。
6. 権利者は、次のいずれかの事由に該当した場合には、本新株予約権を行使することができない。但し、会社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。
  - 1) 権利者が自己に適用される会社又は子会社の就業規則に規定する懲戒事由に該当した場合
  - 2) 権利者が取締役としての忠実義務等会社又は子会社に対する義務に違反した場合
  - 3) 権利者が禁錮以上の刑に処せられた場合
  - 4) 権利者が会社又は子会社と競合する業務を営む法人を直接若しくは間接に設立し、又はその役員若しくは使用人に就任するなど、名目を問わず会社又は子会社と競業した場合。但し、会社の書面による事前の承認を得た場合を除く。
  - 5) 権利者が法令違反その他不正行為により会社又は子会社の信用を損ねた場合
  - 6) 権利者が差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
  - 7) 権利者が支払停止若しくは支払不能となり、又は振り出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りとなった場合
  - 8) 権利者につき破産手続開始、民事再生手続開始その他これらに類する手続開始の申立があった場合
  - 9) 権利者が本要項又は本新株予約権に関して会社と締結した契約に違反した場合
7. 本新株予約権の行使は、別途定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、会社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。
8. 本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各本新株予約権の一部の行使は認められないものとする。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

		第12回新株予約権	
発行決議日		2021年2月25日	
新株予約権の数		500個	
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 50,000株 (新株予約権1個につき100株)	
新株予約権の払込金額		本新株予約権1個あたりの払込金額は、割当日においてブラック・ショールズ・モデルにより算出される本新株予約権の公正な評価額と同額とする。なお、本新株予約権の割当てを受ける者が会社に対して有する本新株予約権の払込金額の総額に相当する金額の報酬債権と、新株予約権の払込金額の払込債務とが相殺される。	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。	
権利行使期間		2021年6月18日から 2031年6月17日まで	
行使の条件		(注)	
使用人等への 交付状況	当社執行役員	新株予約権の数	500個
		目的となる株式数	50,000株
		保有者数	2名

(注) 新株予約権の主な行使条件

1. 本新株予約権の割当てを受けた者以外の者は本新株予約権を行使することはできない。
2. 権利者は、2023年12月期の会社の損益計算書上の営業利益（単体）が以下の各号に定める条件を満たす場合に限り、当該各号に掲げる個数の本新株予約権を行使することができる。この場合において、当該各号に基づき算出される行使可能な本新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の本新株予約権についてのみ行使することができるものとする。

1) 400,000千円を超える場合

割当てを受けた本新株予約権の総数の100%

- 2) 200,000千円を超え、400,000千円以下の場合  
割当てを受けた本新株予約権の総数の50%
3. 2023年12月期の会社の損益計算書上の営業利益（単体）に関して、上記1又は2の目標数値を下回った場合、2023年12月期に係る有価証券報告書を会社が金融商品取引法に基づき提出した日をもって、行使可能とならなかった本新株予約権は全て消滅する。
4. 上記2及び3に関して、参照すべき営業利益等の概念に重要な変更があった場合には、上記指標に相当する指標で別途参照すべきものを取締役会において合理的に定めるものとする。
5. 権利者は、2023年12月31日時点において、会社の取締役、執行役員又は従業員の地位にあることを要する。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りでない。
6. 権利者は、次のいずれかの事由に該当した場合には、本新株予約権を行使することができない。但し、会社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。
  - 1) 権利者が自己に適用される会社又は子会社の就業規則に規定する懲戒事由に該当した場合
  - 2) 権利者が取締役の地位にある場合、取締役としての忠実義務等会社又は子会社に対する義務に違反した場合
  - 3) 権利者が禁錮以上の刑に処せられた場合
  - 4) 権利者が会社又は子会社と競合する業務を営む法人を直接若しくは間接に設立し、又はその役員若しくは使用人に就任するなど、名目を問わず会社又は子会社と競業した場合。但し、会社の書面による事前の承認を得た場合を除く。
  - 5) 権利者が法令違反その他不正行為により会社又は子会社の信用を損ねた場合
  - 6) 権利者が差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
  - 7) 権利者が支払停止若しくは支払不能となり、又は振り出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りとなった場合
  - 8) 権利者につき破産手続開始、民事再生手続開始その他これらに類する手続開始の申立があった場合
  - 9) 権利者が本要項又は本新株予約権に関して会社と締結した契約に違反した場合
7. 本新株予約権の行使は、別途定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、会社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。
8. 本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各本新株予約権の一部の行使は認められないものとする。

### (3) 会社役員 の 状況

#### ① 取締役 の 状況 (2021年12月31日現在)

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長CEO	濱 暢 宏	株式会社ワイヤレスマーケティング・ラボ 取締役
取 締 役 C A O	原 田 実	株式会社ワイヤレスマーケティング・ラボ 代表取締役
取 締 役 執行役員営業本部長	成 田 徹	株式会社ワイヤレスマーケティング・ラボ 取締役
取 締 役 ( 監 査 等 委 員 )	渡 邊 龍 男	株式会社オールアバウト 常勤監査役 株式会社オールアバウトライフマーケティング 監査役 株式会社インターネットインフィニティ 監査役 株式会社星野 社外取締役 株式会社セルム 社外取締役 株式会社ORJ 社外取締役
取 締 役 ( 監 査 等 委 員 )	西 康 宏	TAK-Circulator株式会社 代表取締役
取 締 役 ( 監 査 等 委 員 )	江 口 真 理 恵 ( 現 姓 : 坂 口 )	祝田法律事務所 弁護士

- (注) 1. 取締役(監査等委員)渡邊龍男氏、西康宏氏及び江口真理恵氏は、社外取締役であります。
2. 取締役(監査等委員)西康宏氏は、複数の上場会社でCFOを務めた経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 当社は、取締役(監査等委員)渡邊龍男氏、西康宏氏及び江口真理恵氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 監査等委員会設置会社のもと、監査等委員会が主体となり内部統制システムを通じた組織的な監査を実施しているため、必ずしも常勤者の選定を必要としないことから、常勤の監査等委員を選定していません。
5. 2021年3月26日開催の第17回定時株主総会終結の時をもって、若本英徳氏は取締役を辞任いたしました。なお、退任時における重要な兼職はジェノダイブファーマ株式会社取締役、イーメックス株式会社監査役でありました。
6. 2021年7月31日をもって、取締役池田武弘氏は、辞任により退任いたしました。なお、退任時における重要な兼職は株式会社closip(旧株式会社LTE-X)代表取締役、株式会社ワイヤレスマーケティング・ラボ取締役でありました。

#### ② 責任限定契約の内容の概要

当社と各監査等委員である取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としております。

### ③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役全員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者の職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されることとなります。

### ④ 取締役の報酬等

#### イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年3月26日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名・報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、指名・報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）のうち、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬および株式報酬型ストック・オプションから構成されております。

また、監査等委員である取締役の報酬は、監査等委員である取締役の経営に対する独立性に鑑み、原則として基本報酬のみとしております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容の概要は、次のとおりです。

#### a. 基本報酬に関する方針

基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとします。

#### b. 業績連動報酬等に関する方針

業績連動報酬は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため各事業年度の利益計画の達成を図るとともに、事業の拡大・成長を推進するため、各事業年度の連結営業利益または単体営業利益の目標達成度に応じて算出された額を賞与として毎年、一定の時期に支給するものとします。連結営業利益または単体営業利益の額は、業績連動報酬控除前の連結営業利益または単体営業利益に基づくものとします。目標となる業績指標とその値は、適宜、環境の変化に応じて指名・報酬委員会

の答申を踏まえた見直しを行うものとします。

c. 非金銭報酬等に関する方針

株式報酬型ストック・オプションは、取締役が当社の株価上昇によるメリットと株価下落によるリスクを株主と共有することにより、企業価値向上に対する意欲や士気を一層高めることを目的として支給するものとします。

d. 報酬等の割合に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、指名・報酬委員会において検討を行います。取締役会は指名・報酬委員会の答申内容を尊重し、当該答申で示された種類別の報酬割合の範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとします。

e. 報酬等の付与時期や条件に関する方針

基本報酬は月例支給とし、業績連動報酬は毎年一定の時期に支給するものとします。

f. 報酬等の決定の委任に関する事項

個人別の報酬額については、指名・報酬委員会に原案を諮問し答申の内容に従って取締役会で取締役個人別の基本報酬および業績連動報酬を決定することとします。

g. 上記のほか報酬等の決定に関する事項

該当事項はありません。

ロ. 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取 締 役	72,841	57,838	1,500	13,503	4
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	27,438 (21,928)	25,370 (19,860)	— (—)	2,068 (2,068)	4 (3)
合 計 （うち社外役員）	100,279 (21,928)	83,208 (19,860)	1,500 (—)	15,571 (2,068)	8 (3)

- (注) 1. 上表には、当事業年度中に退任した取締役1名及び取締役（監査等委員）1名を含んでおります。  
2. 取締役の金銭報酬の額は、2016年3月25日開催の第12回定時株主総会において、取締役（監査等委員を除く）について年額270,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）、取締役（監査等委員）について年額40,000千円以内と決議しております。また、金銭報酬とは別枠で、2016年3

月25日開催の第12回定時株主総会において、業績連動型株式報酬として、取締役（監査等委員を除く）の報酬とは別枠で決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、7名（うち、社外取締役は2名）です。

3. 2021年3月26日開催の第17回定時株主総会において、取締役4名に対して、2021年12月期から2023年12月期までの3年間の報酬等として、株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権の付与を決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、7名（うち、社外取締役は3名）です。上記の非金銭報酬等の総額には、当事業年度における費用計上額を記載しております。
4. 業績連動報酬等にかかる業績指標は、職位別に決定しており、連結営業利益又は当社単体の営業利益であり、その実績はそれぞれ△283,909千円、△211,453千円であります。当該指標を選択した理由は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるとともに、事業の拡大・成長を推進するためであります。

ハ. 社外役員が親会社又は親会社の子会社から受けた役員報酬等の総額  
該当事項はありません。

⑤ 社外役員に関する事項

- イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係（2021年12月31日現在）
  - ・取締役（監査等委員）渡邊龍男氏は、株式会社オールアバウト常勤監査役、株式会社オールアバウトライフマーケティング監査役、株式会社インターネットインフィニティー監査役、株式会社星野社外取締役、株式会社セルム社外取締役、株式会社ORJ社外取締役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
  - ・取締役（監査等委員）西康宏氏は、TAK-Circulator株式会社代表取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び 社外取締役にて期待される役割に関して行った職務の概要
取締役（監査等委員） 渡 邊 龍 男	当事業年度に開催された取締役会16回、監査等委員会14回全てに出席いたしました。主に他の上場会社役員としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、適宜発言を行っております。また、指名・報酬委員会の委員として、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
取締役（監査等委員） 西 康 宏	当事業年度に開催された取締役会16回、監査等委員会14回全てに出席いたしました。過去に複数の上場会社の役員を務めており、企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、適宜発言を行っております。また、指名・報酬委員会の委員長として、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を主導しております。
取締役（監査等委員） 江 口 真 理 恵	当事業年度に開催された取締役会13回、監査等委員会11回に出席いたしました。企業法務に精通した弁護士としての見地から、取締役会では適宜発言を行っております。また、コーポレート・ガバナンスに関する知見および経験から、当社の経営の意思決定の適切性を含め、多様な視点から意見をいただくことにより、経営の透明性と健全性の維持・向上へ寄与していただいております。

(注) 取締役（監査等委員）江口真理恵氏は、2021年3月26日開催の第17回定時株主総会において新たに選任されたため、取締役会及び監査等委員会の開催回数が他の社外取締役と異なります。



#### (4) 会計監査人の状況

##### ① 名称

EY新日本有限責任監査法人

##### ② 報酬等の額

イ. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

25,000千円

ロ. 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

25,000千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積もりの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

##### ③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

##### ④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

このほか、以下の項目につきましては、法令及び定款第16条の規定に基づき、当社ウェブサイト(<https://www.wirelessgate.co.jp/>)に掲載しております。

#### (5) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

#### (6) 会社の支配に関する基本方針

# 貸借対照表

(2021年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資 産 の 部)</b>		<b>(負 債 の 部)</b>	
<b>流 動 資 産</b>	<b>2,313,540</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>2,042,622</b>
現金及び預金	1,263,505	買掛金	908,991
売掛金	831,734	短期借入金	500,000
商品	28,838	1年内返済予定の長期借入金	100,008
前渡金	6	未払金	504,563
前払費用	188,868	未払消費税等	21,623
未収還付法人税等	1,278	預り金	3,539
その他	14,374	前受収益	964
貸倒引当金	△15,065	その他	2,931
<b>固 定 資 産</b>	<b>401,755</b>	<b>固 定 負 債</b>	<b>101,700</b>
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>54,894</b>	長期借入金	91,634
建物	9,430	資産除去債務	10,066
工具、器具及び備品	45,463	<b>負 債 合 計</b>	<b>2,144,322</b>
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>6,408</b>	<b>(純 資 産 の 部)</b>	
ソフトウェア	6,408	<b>株 主 資 本</b>	<b>542,604</b>
<b>投 資 そ の 他 の 資 産</b>	<b>340,452</b>	資本金	908,009
投資有価証券	85,927	資本剰余金	847,230
関係会社株式	108,427	資本準備金	847,230
長期前払費用	80,923	利益剰余金	△1,084,977
繰延税金資産	31,335	その他利益剰余金	△1,084,977
長期未収入金	190,810	繰越利益剰余金	△1,084,977
その他	33,838	<b>自 己 株 式</b>	<b>△127,657</b>
貸倒引当金	△190,810	新株予約権	28,369
<b>資 産 合 計</b>	<b>2,715,296</b>	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>570,974</b>
		<b>負 債 純 資 産 合 計</b>	<b>2,715,296</b>

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損益計算書

(2021年1月1日から  
2021年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	9,650,521
売上原価	5,977,595
売上総利益	3,672,925
販売費及び一般管理費	3,884,379
営業損	△211,453
営業外収益	
受取利息	214
ライセンス収入	1,001
貸倒引当金戻入	800
その他	625
営業外費用	
支払利息	3,354
投資事業組合運用損	2,838
長期前払費用償却	1,936
保険解約損	1,759
その他	130
経常損	△218,831
特別損失	
固定資産除却損	1,359
投資有価証券評価損	76,534
減損	6,778
減損	84,672
税引前当期純損	△303,504
法人税、住民税及び事業税	5,052
法人税等調整額	△457
当期純損	△308,099

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書

(2021年1月1日から  
2021年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
		資 準 備 金	資 剰 余 金 計	そ の 他 利 益 剰 余 金 計	利 剰 余 金 計		
2021年1月1日残高	908,009	847,230	847,230	△776,878	△776,878	△127,657	850,703
事業年度中の変動額							
当 期 純 損 失				△308,099	△308,099		△308,099
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)							
事業年度中の変動額合計	-	-	-	△308,099	△308,099	-	△308,099
2021年12月31日残高	908,009	847,230	847,230	△1,084,977	△1,084,977	△127,657	542,604

	新 株 純 資 産 子 約 権 合 計	純 資 産 計
2021年1月1日残高	6,935	857,639
事業年度中の変動額		
当 期 純 損 失		△308,099
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	21,434	21,434
事業年度中の変動額合計	21,434	△286,664
2021年12月31日残高	28,369	570,974

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有価証券の評価基準及び評価方法

イ. 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

ロ. その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法

投資事業組合への出資（金融商品取引法第2条により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

##### ② たな卸資産の評価基準及び評価方法

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8～15年

工具、器具及び備品 4～15年

##### ② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

#### (3) 引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

#### (4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

### 2. 表示方法の変更に関する注記

(貸借対照表)

前事業年度まで投資その他の資産の「その他」に含めて表示しておりました「長期未収入金」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より、区分掲記しました。

なお、前事業年度の「長期未収入金」は56,964千円であります。

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当事業年度の年度末に係る計算書類から適用し、計算書類に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

### 3. 会計上の見積りに関する注記

(貸倒引当金)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

貸倒引当金 (流動)	15,065千円
貸倒引当金 (固定)	190,810千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

重要な会計上の見積りの内容に関する情報は、連結計算書類「連結注記表（会計上の見積りに関する注記）」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

(繰延税金資産の回収可能性)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産	31,996千円
--------	----------

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

重要な会計上の見積りの内容に関する情報は、連結計算書類「連結注記表（会計上の見積りに関する注記）」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

### 4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 252,945千円

(2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務  
短期金銭債権 619千円

### 5. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

営業取引による取引高	一千円
営業取引以外による取引高	211千円

(2) 減損損失

当社は、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

① 減損損失を認識した主な資産グループ

場所	用途	種類	減損損失
東京都品川区	事業用資産	長期前払費用	6,778千円

② 減損損失を認識するに至った経緯

事業用資産の長期前払費用については、取得時に想定していた収益が見込めなくなったことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額しております。

③ 資産のグルーピングの方法

当社は、原則として継続的に収支の把握を行っている管理会計上の区分を考慮し資産のグルーピング

を行っております。

④ 回収可能価額の算定方法

回収可能価額は使用価値によって測定しておりますが、将来キャッシュ・フローが合理的に見込めないため使用価値を零としております。

(3) 投資有価証券評価損

出資先に対する投資有価証券の評価について検討した結果、投資有価証券評価損を特別損失に計上しております。

## 6. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式 53,000株

## 7. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

ソフトウェア	49千円
資産除去債務	3,082千円
投資有価証券評価損	8,920千円
貸倒引当金	89,714千円
繰越欠損金	214,262千円
事業構造改革費用	421,117千円
事業再編損	21,504千円
長期前払費用	21,434千円
関係会社株式評価損	114,881千円
その他	67,392千円
繰延税金資産小計	962,359千円
評価性引当額	△930,363千円
繰延税金資産合計	31,996千円
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△660千円
繰延税金負債合計	△660千円
繰延税金資産の純額	31,335千円

当事業年度における繰延税金資産の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。

固定資産－繰延税金資産 31,335千円

- (2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳  
税引前当期純損失であるため注記を省略しております。

## 8. 関連当事者との取引に関する注記

### (1) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
主要株主	株式会社 ヨドバシカメラ	(被所有) 直接 13.2% [3.7%]	営業取引	当社サービスに付随する物品の販売	94,610	売掛金	25,327
				当社サービスの販売代理	2,321,970	未払金	381,792

- (注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 取引条件及び取引条件の決定方針等  
価格等の取引条件については、当社と関連を有しない会社との取引と同様に案件ごとに交渉のうえ決定しております。
3. 「議決権等の所有(被所有)割合」欄の [ ] 内は、緊密な者による被所有割合で外数であります。

### (2) 関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
関連会社	株式会社 c l o s i p	所有 直接 39.4%	資金の援助	利息の受取 (注) 3	211	関係会社 短期貸付金	—
				資金の貸付 (注) 3	100,000		
				資金の回収 (注) 3	200,000		

- (注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 取引条件及び取引条件の決定方針等  
価格等の取引条件については、市場の実勢価格等を参考にして、その都度交渉の上で決定しております。
3. 資金の貸付については市場金利を勘案して決定しており、返済条件は、期間1年、期日一括返済としております。



**9. 1株当たり情報に関する注記**

- |                   |         |
|-------------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額     | 50円58銭  |
| (2) 1株当たり当期純損失(△) | △28円72銭 |

**10. 重要な後発事象に関する注記**

該当事項はありません。

## 計算書類に関する附属明細書

（ 2021年 1月 1日から  
2021年 12月 31日まで ）

### 1. 有形固定資産及び無形固定資産の明細

(単位：千円)

区分	資産の種類	期首取得残高	当期増加額	当期減少額	期末取得残高	期末減価償却累計額又は償却累計額	当期償却額	差引期末帳簿価額
有形固定資産	建物	26,497	3,265	3,372	26,390	16,959	1,551	9,430
	機械及び装置	—	—	—	—	—	—	—
	工具、器具及び備品	273,786	8,098	435	281,449	235,986	16,154	45,463
	合計	300,284	11,363	3,807	307,840	252,945	17,705	54,894
無形固定資産	ソフトウェア	111,558	1,825	—	113,383	106,974	4,561	6,408
	合計	111,558	1,825	—	113,383	106,974	4,561	6,408

(注) 1. 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

建	物	オフィスレイアウト工事	3,265千円
工具、器具及び備品	データセンター通信機器		8,098千円

2. 「当期減少額」欄の ( ) 内は内書きで、減損損失の計上額であります。

### 2. 引当金の明細

(単位：千円)

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
貸倒引当金	72,907	134,011	1,043	205,875

### 3. 販売費及び一般管理費の明細

(単位：千円)

科目	金額	摘要
役員報酬	84,708	
給与手当	134,350	
株式報酬費用	21,434	
法定福利費	24,125	
福利厚生費	1,953	
採用教育費	17,435	
派遣人件費	4,681	
荷造運賃	8,750	
広告宣伝費	15,485	
交際費	171	
会議費	2,969	
旅費交通費	2,993	
通信費	4,896	
販売促進費	329,714	
消耗品費	4,142	
水道光熱費	393	
新聞図書費	105	
諸会費	641	
支払手数料	2,908,922	
地代家賃	32,393	
保険料	900	
租税公課	15,167	
寄付金	1,200	
減価償却費	3,399	
貸倒引当金繰入	134,011	
資産除去債務利息費用	103	
雑費	1,583	
業務委託費	127,742	
合計	3,884,379	

## 事業報告に係る附属明細書

（ 2021年 1月 1日から  
2021年 12月 31日まで ）

事業報告内に記載のとおりであります。  
他に補足すべき重要な事項はありません。

# 計算書類に係る会計監査人の監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2022年3月3日

株式会社ワイヤレスゲート

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	飯塚	正貴
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	工藤	雄一

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ワイヤレスゲートの2021年1月1日から2021年12月31日までの第18期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査等委員会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年1月1日から2021年12月31日までの第18期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門との連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年3月3日

株式会社ワイヤレスゲート 監査等委員会

監査等委員 渡邊 龍 男 ㊟

監査等委員 西 康 宏 ㊟

監査等委員 江口 真理 恵 ㊟

(注) 監査等委員渡邊龍男及び西康宏、江口真理恵は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上